

従業員の**持続的な賃金の引上げ**を実施する  
中小企業等へ奨励金を交付します！

高み目指し  
企業と共に  
未来を  
創るまち

TKMT高松

# 高松市中小企業等 賃金引上げ奨励金



## 交付対象者

- ・市内に本社又は本店（個人の場合にあっては、事業所及び住所）を有する中小企業者
- ・市内に主たる事業所を有するその他の法人

## 交付要件

- ・市内に住所を有する正規雇用労働者の基本給又は非正規雇用労働者の時間給等の賃金の引上げを実施する中小企業者等
  - ・令和8年1月1日から同年12月31日までの間に、当該賃金の引上げ後の単価を使用して計算された最初の賃金を支給すること
- ※賃金の引上げは、賞与（勤務成績や経営状況などに応じて支給されるもの）及び手当（住居手当、勤務手当、残業手当など）は含まない。

**詳細は「手引」を御確認ください。**

## 対象従業員・交付額など

	正規雇用労働者		非正規雇用労働者	
対象賃金	基本給		時間給等	
賃上げ率・ 交付額	2.5%以上	5万円/人	5%以上	5万円/人
	1.5%以上	3万円/人	3%以上	3万円/人
上限額	1社・事業所当たり10人分			

※役員・個人事業主本人は除きます。

最大

**50万円**の

奨励金を交付します！

## 申請方法・期間

【申請方法】 事前登録：インターネット（申請フォーム） / 交付申請：郵送

【申請期間】 事前登録：令和8年5月7日（木）から令和8年9月18日（金）まで

交付申請：令和8年5月25日（月）から令和9年1月29日（金）まで

## 申請手順

1



事前登録フォームから申請

### 事前登録

先着順で審査し、事前承諾決定通知を送付します。

2

### 賃上げ実施

(R8.1.1~R8.12.31)



3



郵送にて事務局へ提出

### 交付申請

(賃上げ実施月の翌々月又は令和9年1月29日のいずれか早い日まで)

賃上げを実施後、根拠書類等を添付し、必要書類を速やかに提出してください。

※賃上げ実施済みの場合は、事前承諾決定通知日の属する月の翌々月までに申請

4

### 奨励金の支払



申請書類等は、下記ホームページを御確認ください。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien\\_josei/shiki/tinnginnhikiage.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/shiki/tinnginnhikiage.html)

ホームページは  
こちらから▶



**必ず「手引」で交付要件等を御確認の上、申請してください。**

## 【書類送付先及び問合せ先】

〒760-0026 高松市磨屋町2-8  
あなぶきセントラルビル 1階  
高松市中小企業等賃金引き上げ奨励金事務局  
(受託事業者：株式会社日本旅行)

TEL: 050-8885-9144

(平日9:00~17:00)